

令和2年6月2日

新入生及び在学生 各位

東京海洋大学

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための
登校自粛について〔在学生向け〕 **第7報【期間延長：6回目】**
登校自粛について〔新入生向け〕 **第5報【期間延長：4回目】**
入構規制等について **第5報**

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登校自粛については、令和2年3月4日付けで要請して以来、5月26日付けで6月30日まで継続しているところです。

また、令和2年4月10日より裏門を閉鎖、4月14日より正門は入構規制（原則、入構禁止）を行っています。

国及び東京都の対応等を踏まえ、5月27日付け学長メッセージ（第3報）により、入構制限の段階的解除が示されましたので、今後のスケジュールは下記の予定となりました。

なお、7月20日までの入構規制中の例外措置として、やむを得ない理由により大学構内へ入構する場合には、事前申請による許可が必要です。

また、課外活動については、別の周知文によりお知らせしていますので、そちらを確認してください。

記

【現在～5月31日まで】入構禁止（正門のみ開門）

例外措置対象（事前申請による許可が必要）：

- 9月修了予定の大学院学生、生物の飼育などのため真にやむを得ず登校せざるを得ない学生
- 5月27日以前に、許可を受けている学生

【6月1日～6月21日】入構制限（正門のみ開門）

例外措置対象（事前申請による許可が必要）：

- 上記に加え、
大学院博士後期課程3年次生、博士前期課程2年次生、学部4年次生のうち乗船実習予定者
（研究室内が「3つの密：密閉・密集・密接」にならないこと。）

【6月22日～7月20日】入構制限（正門のみ開門）

例外措置対象（事前申請による許可が必要）：

- 上記に加え、大学院学生、水産専攻科生、研究生、学部4年次生
（研究室内が「3つの密：密閉・密集・密接」にならないこと。）

【7月21日～8月23日】登校自粛（正門のみ開門）

上記に加え、大学院及び学部学生等が実験・実習（原則として、宿泊を伴わないもの）・演習などの履修や研究活動を目的とした入構は、認める。（事前申請不要）

【8月24日～9月30日】登校自粛（すべて開門、ただし、外部者は原則禁止）

上記に加え、試験及び科目履修等に伴う入構は、認める。（事前申請不要）

【10月1日以降】入構制限解除

- 学事予定表に基づく通常授業の実施。
（条件として、授業・実験・実習・演習・研究活動において、「3つの密」にならないことの徹底。）
- 外部者の入構制限も解除。
- 外部者の施設利用を再開。

【注】

1. 「3つの密」をくれぐれも避けた行動に徹すること。
「3つの密」の回避とともに、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした、基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する様式に従い、行動すること。
2. 7月20日までは、原則として「入構禁止・入構制限」のため、入構は事前申請が必要であることから、寮生についても研究室に入室する場合には、指導教員等に事前申請のうえ、許可を得ること。
なお、現在、一部の研究室において、事前申請を行った上ではあっても、複数の学生が長時間滞在している事例が見られますが、感染再拡大予防の観点から、登校自粛期間中は、真にやむを得ない事情がある場合を除き、学生は登校を避けてください。また、登校せざるを得ない場合にも、研究室での滞在時間をできる限り短くする、という全学の統一方針に従っていただきますよう、改めてお願いいたします。
3. 本スケジュールは5月27日時点での予定であり、今後、内容が前後する可能性があること、また、東京都の「緊急アラート」が発出された場合は、その方針に準じて実施することを付記する。

1. 事前申請方法について

○ 学部4年生、大学院学生及び研究生

卒業論文・修士論文・博士論文作成のため、指導教員が、実験研究等、指導上やむを得ず、特にその学生の入構の必要性が高いと判断した場合は、入構を例外的に認めることとしますので、指導教員に2日前までに事前申請を行ってください。

○ 上記以外の学生

学年ごとの「学生支援教員（学年担当）」、及び交換留学生は「指導教員」、乗船実習科生は「乗船実習科長」及び水産専攻科生は「水産専攻科長」に、2日前までに、HPにある「学生用事前申請書」にて、事前申請を行ってください。

なお、各連絡先の詳細については、「東京海洋大学 学生生活ガイド」、「学務システム (Live Campus)」で確認してください。

ただし、事前申請により認められる入構は、真に必要性が高くやむを得ない場合に限る入構制限の例外措置となりますので、その必要性が認められない場合は、入構できないこともあります。

2. 寮生について

○ 現在帰省中の在寮生

やむを得ない理由により令和2年7月20日（月）までに学生寮に戻る場合、品川地区又は越中島地区の各担当係へ連絡してください。（平日にメールで連絡してください。）

○ 新入生及び在学生の入寮予定者

入寮手続きについては、再度延期していますので、HP「入寮手続日程の変更のお知らせについて（第4報）」を確認してください。

○ 寮生が学生寮以外の校舎に入る場合には、上記の1.と同様の事前申請が必要になります。

感染防止に万全を期すため、何卒ご協力をお願いいたします。